

！おしえてー！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問
に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

介護保険被保険者証（以下「保
険者証」という）が送られてきま
した。すぐに介護保険のサービス
利用することができますか。

A お答えします・・・

第1号被保険者（65歳以上の方）
の資格は誕生日の前日に取得し、
保険者証は全員に交付します。

保険者証を持っているだけでは
介護保険のサービスは利用できま
せん。サービスを利用する場合は、
福祉課に申請し、介護認定を受け
る必要があります。申請をするとき
には、保険者証を添付してくださ
い。

また、サービスを利用するとき
も保険者証を提示する必要があります
ので、大切に保管してください。

問合せ先

福祉課 高齢者福祉係
820 - 5605
（福祉課）

障害のある人の 軽自動車税減免

身体等に障害がある人、
または障害のある人を介助
するために使用する軽自動
車で一定の要件を満たす場
合は、軽自動車税の減免を
受けることができます。

減免の対象となる方は、
5月24日(水)までに税務課に
申請してください。

申請に必要なもの
障害者（療養）手帳、印
鑑、納税通知書、運転免許
証
申請に必要な納税通知書

は、5月1日(月)に発送し
ます。

問合せ先

税務課 収納推進室

820 5603

（税務課）

ごぞんじですか？

くわしい年金知識

年金を受けている方へ
誕生日がきたときは、現況
届の提出を

老齢・遺族・障害などの
公的年金を受けている方は、

継続して年金を受ける権利
があることを確認するため
に、毎年、誕生日の末日ま
でに、現況届を社会保険庁
に提出することになってい
ます。（ただし、20歳前に
初診日のある傷病による障
害基礎年金などを受けてい
る方は、7月末日となつて
います。）

この現況届は、誕生月の
初旬に送付されますので、
必要事項を記入し、その月
の末日までに必ず返送して
ください。

ただし、年金が裁定され
てから1年経っていない方

や、年金の全額が支給停止
されている方は、現況届の
提出は必要ありません。

なお、現況届を紛失され
たり、お手元に届かないと
きは相談ください。

問合せ先

広島南社会保険事務所

253 7710

住民課 保険年金係

820 5604

（住民課）